

# 柏崎市通学路交通安全プログラム

## ～通学路の安全確保に関する取組の方針～

### 1 目的

平成24年度に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省からの通知を踏まえ、平成24年8月に道路を管理する国、県、市及び所轄警察署、並びに教育委員会、小学校、PTA等の各機関は連携して緊急合同点検を実施しました。また、点検結果を関係機関で協議し、必要な改善を実施してきたところです。

このような経緯から、関係機関が相互に連携し、通学路の交通安全確保の取組を行っていくことを目的として「柏崎市通学路安全推進協議会」を組織し、「柏崎市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

### 2 取組方針

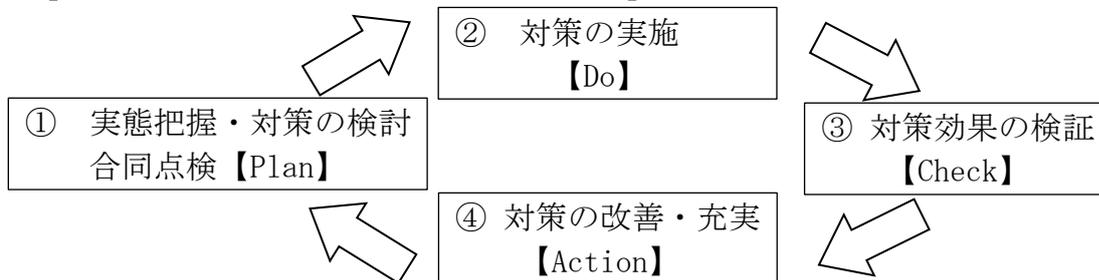
#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するために、合同点検を行うなど実態把握を行い対策を講じます。対策実施後の効果を検証し、改善・充実を図ります。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上に努めます。

\*通学路とは、児童等が安全に通学するために利用すべき道路として、校長が指定したものです。

#### 【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



#### (2) 実施方法

##### ① 実態把握と合同点検

##### ○実態把握（4月～5月）

##### 【安全点検】

- ・各小学校は、通学路安全点検調査報告書（様式1）に危険箇所の詳細な地図を添付し、危険箇所の実態を報告します。
- ・危険箇所の把握は、各小学校が児童・保護者・町内会等から情報を受け、報告します。（各小学校→学校教育課へ）

##### 【対策要望】

- ・各小学校は、ハード面の対策について具体的な要望がある場合は、交通対策要望書（様式2）に必要事項を記載し提出します。（各小学校→学校教育課→関係機関）

##### ○対策の検討（6月～8月）

- ・交通対策要望について、関係機関が具体的な対策を検討します。
- ・関係機関は安全対策回答書（様式3）を作成します。（関係機関→学校教育課→各小学校）

### 【対策例】

道路管理者 (国、県、市)	<ul style="list-style-type: none"><li>・カーブミラーの調整や設置</li><li>・カラー舗装や区画線などの路面表示</li><li>・側溝のふた掛け</li><li>・その他</li></ul>
交通管理者 (所轄警察)	<ul style="list-style-type: none"><li>・交通安全施設等の整備 (道路標識、道路標示、信号機)</li><li>・交通指導、交通取り締まり</li><li>・その他</li></ul>
学校・地域 交通安全協会等	<ul style="list-style-type: none"><li>・通学路の見直し</li><li>・児童への交通安全教育</li><li>・注意喚起看板等の設置</li><li>・その他</li></ul>

#### ○定期合同点検の実施 (8月)

- ・対策要望箇所において危険度や緊急性の高い箇所、または関係機関が必要と認める場合は、学校、保護者、道路管理者、警察、交通安全協会、町内会等が参加する合同点検を実施します。
- ・事務局は、関係機関と連携して合同点検実施箇所を選定し、実施日の日程調整を行います。

#### ② 対策の実施 (6月～10月)

- ・担当する関係機関が対策を実施します。対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- ・対策実施について、関係機関が事務局を通して該当小学校に情報提供を行います。

#### ③ 対策効果の検証 (11月：通学路安全推進協議会)

- ・対策実施箇所が実際に期待した改善につながっているか、児童生徒の安全が確保できているかを検証します。
- ・検証方法は、対策実施機関の確認、学校・児童生徒・町内会等からの聞き取りなどとしします。
- ・対策が進行中、又は対策が完了していない箇所については、進捗状況を確認します。

#### ④ 対策の改善・充実 (1月～3月)

- ・対策実施後も合同点検や効果の検証を踏まえ、対策内容の改善・充実を図ります。

### 3 情報の公開

通学路安全推進協議会を受け、「柏崎市通学路交通安全プログラム」、「対策箇所実施一覧表」及び「対策箇所図」を作成しホームページ等の方法により公表します。

柏崎市通学路安全推進協議会  
平成26年11月  
平成27年11月一部改訂